

(様式)

大阪市建設局設計・施工技術連絡会議 議事録

工 事 名	淀川左岸線（２期）トンネル整備工事－２		
会 議 名 称	大阪市建設局設計・施工技術連絡会議（第２回）		
開 催 日 時	令和３年６月２４日（木）１５：１５～１６：３０		
開 催 場 所	建設局野田工営所（淀川左岸線２期建設事務所）３階会議室		
出 席 者	発注者	設計者	受注者
	建設局淀川左岸線２期 建設事務所	株式会社 エイト日本技術開発	熊谷組・森組特定建設工 事共同企業体
	設計課		
	建設課		
議題・議事の内容			
（１） 工事概要 淀川左岸線（２期）事業は、此花区高見から北区豊崎までの自動車専用道であり、淀川堤防と一体構造となるトンネル構造物を開削工法にて整備するものである。 本工事は、淀川左岸線（２期）事業のうち、北区大淀北２丁目から中津７丁目区間を対象とし、詳細設計付きの工事を行うものである。			
（２） 事案概要 本事案は、以下の項目について、設計変更案の妥当性を確認するものである。 ① 地盤改良工（サンドドレーン、サンドコンパクションの施工）にあたり、周辺住民からの振動苦情等により、当初設計どおりの動的締固め工法では振動の抑制が難しいため、静的締固め工法に見直す必要が生じている。 ② 仮栈橋工にあたり、工事用道路にクレーンやポンプ車を設置すると工事用道路が通行不可能となり、アクセスできないエリアが発生し、工事の進捗を阻害する要因となる。工事を複数個所同時施工するためには、工事用道路の通行を常時確保する必要があるため、仮栈橋の構造を見直す必要が生じている。 ③ 汚染土処理について、土壌汚染調査の結果、健全土と汚染土に仕分けをする必要が生じている。			
（３） 事案に対する検討内容 ① 地盤改良工（サンドドレーン、サンドコンパクションの施工）について、静的締固め砂杭工法の採用による騒音の抑制資料等により、動的締固めから、静的締固めへの変更を行うことについて、その妥当性の検討を行う。 ② 仮栈橋工について、仮栈橋の設置当初・変更比較表により、横断栈橋、渡り栈橋を設置する変更案について、その妥当性の検討を行う。 ③ 汚染土処理について、汚染土の概要図を基に、仕分け方法やその範囲の妥当性について検討を行う。			

(主な意見)

① 地盤改良工について

- ・ 実際苦情が来ているということなので、下部の地層を伝播して振動が大きいことが考えられる。
- ・ 国施工区間においても静的締固めを行っており、本工事よりも民家に対して距離がある。
- ・ 第三者的に静的締固めは妥当と考える。

② 仮栈橋工について

- ・ 当初は民家側の道路が作業エリアとして利用できると想定していた（移動型万能塀なども）。
- ・ 沿道利用が困難であり、それを踏まえて考えると、民地側のヤードが確保できないため、仮栈橋は必要となる。
- ・ 3工区も同様に沿道利用ができないために、縦断方向の栈橋を用いており、同条件であるならば妥当と考える。

③ 汚染土処理について

- ・ 1次掘削時の仕分方法については、適切であると考ええる。
- ・ 2次掘削以降に発生する残土の取扱い方針について、この場で定量的に評価することは難しいが、仕分作業について、簡単なことではないと言える。
- ・ 2次掘削以降に発生する残土についても、原則として健全土及び汚染土をそれぞれ仕分して処理することが望ましく、今後実施予定の認定調査結果により全容を明らかにした上で、精査すべきであると考ええる。